

テナントビルにおけるオーナーとテナント事業者のエネルギー使用量の算入方法について

令和5年度以降に提出いただく対策計画書より、省エネ法に準拠し、テナントビルにおいてテナント事業者はテナント専有部の備付設備（照明・空調等）についてもエネルギー使用量を算入いただくよう統一しました。

オーナーがテナント専有部を含む備付設備に管理権限を有し、テナント事業者が設備を持ち込んでいる場合

	オーナー			テナント事業者		
	備付設備 (共用部)	テナント専有部の備付設備 (照明・空調等)	テナント持込設備	備付設備 (共用部)	テナント専有部の備付設備 (照明・空調等)	テナント持込設備
エネルギー管理権限(※)の有無	○	○	×	×	×	○
エネルギー使用量の算入要否	○ (要算入)	○ (要算入)	×	×	○ (要算入)	○ (要算入)

ただし、テナント事業者がテナント専有部の備付設備のエネルギー管理権限を有している場合は、オーナーはその備付設備のエネルギー使用量について算入する必要はありません。

※エネルギー管理権限がある場合とは、設備の設置・更新の権限を有し、エネルギー使用量が計量器等により特定出来る場合を意味します。

〈参考〉省エネポータルサイト（よくある質問） 経済産業省資源エネルギー庁HP

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/faq/（外部リンク）